令和９・10年度名護市入札参加資格審査及び格付基本方針（建設工事）

１　基本方針

本市では、建設業者の施工能力に応じた発注を行うことによって、適正な工事の施工を確保し、工事の適正な配分を行うため、名護市建設工事競争入札参加者資格及び指名基準等に関する規則（平成30年規則第１号）第４条及び第５条に基づき「入札参加適格審査」及び「工事施工能力審査」を行い、申請者が希望する工事種別ごとに有資格者名簿に登録します。

２　等級区分

⑴　土木一式工事業Ａ・Ｂ・Ｃ（３等級）
⑵　建築一式工事業Ａ・Ｂ・Ｃ（３等級）
⑶　電気工事業Ａ・Ｂ（２等級）
⑷　管工事業　Ａ・Ｂ（２等級）

３　入札参加資格登録要件

「令和９・10年度名護市入札参加資格審査申請要領【建設工事】」の入札参加資格に定める要件とする。

４　所在地区分

次の①～③のとおり区分します。

①　市内業者
名護市に本店を有してから１年以上経過している事業者（令和９年３月31日時点）
なお、１年以上経過していないものは、②の市外業者として扱います。

②　市外業者
沖縄県内で名護市以外に本店を有する事業者

③　県外業者
沖縄県以外に本店を有する事業者

５　格付の方法

経営規模等評価結果通知書兼総合評定値通知書における総合評定値（経審点）に本市独自の発注者別評価点（主観点）を加えた総合評点を基に格付けを行います。

なお、総合評点による等級格付は、業種ごとに総合評点の分布、技術者数、建設業の許可区分、各等級の構成数、発注工事量等を勘案した上で決定します。

※等級格付は、「２　等級区分」の４業種について市内業者（名護市内に本店を有する業者）のみで行います。
それ以外の業者（市外・県外業者）は、登録のみを行います。

※名護市内業者として新規に申請する業者（工種ごとの新規申請も含む。）は、該当する工種について最下位の等級とします。

※令和９・10年度等級格付時の昇格及び降格については、令和７・８年度等級から１等級に限定するものとします。

６　市内業者の総合評定値（経審点）の取扱いについて

総合評定値について、令和９年度は入札参加資格申請時の総合評定値を固定して取扱います。また、令和10年度については、令和10年４月１日時点で各登録業者の最新の総合評定値を当該年度中固定して取扱います。

なお、この取扱いは等級内での総合評点に基づく順位を１年ごとに見直すものであり、等級を変更するものではありません。

７　発注者別評価点（主観点）

発注者別評価点（主観点）の算定方法は、「令和９・10年度名護市入札参加資格における主観的事項算定（発注者別評価点）について（建設工事）」のとおりとします。